― 令和５年度 ―
「足場の組立て等作業主任者」技能講習のご案内

一般社団法人 新潟県建築組合連合会
新潟労働局長登録第91号
登録の有効期間の満了日
令 和 ６ 年 ３ 月 ３ 0 日

労働安全衛生法の定めるところにより次の作業を行う場合は、労働局長登録教習機関が行う標記の技能講習を修了した者のうちから作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっております。

対 象 作 業

1 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)　　2 張出し足場

3 高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業

1. 開 催 日 、会 場 、申 込 み 先 、受 付 期 限

1.開 催 日	令和 6 年 1 月 24 日（水） ・ 25 日（木）（2日間講習）
2.会 場	新潟テルサ 2F 特別会議室 （新潟市中央区鐘木 185-18） ☎025-281-1888
3.受講申込先	〒951-8133 新潟市中央区川岸町3-17-2 一般社団法人 新潟県建築組合連合会 ☎025(231)2251
4.受 講 料 等	受 講 料 8,400 円（税込） テキスト代 1,710 円（税込） **合 計 １０,１１０ 円**
5.定 員	３０名 ※ 定員になり次第、締切ります。 ※ 受講者が20人に満たない場合は中止となります。
6.申 込 期 限	令和 6 年 1 月 5 日（金）

2. 申 込 方 法

(1)受講申込書(支部、本部に用意してあります)に必要事項を記入のうえ、裏面に氏名を記載した写真(3.5cm×2.5cm)1 枚と**受講料を納入した写し**を添えて期限までにお申し込み下さい。別紙1により受講資格をご確認いただき、**受講申込書･添付書類に記入漏れ等不備のないようご確認の上お申し込み下さい。**

(2)「事業主証明欄」の記載において、事業主ご本人･一人親方の方は別紙「実務経験申立書」を添付して下さい。
※ 3年分(36ヶ月分)の「工事名」「実務経験の内容」をご記入下さい。(合計年数が3年(36ヶ月)以上になっているか必ずご確認下さい。)

(3)**足場の特別教育を修了した方は、修了証の写しを添付して下さい。**

(4)受 講 料 振 込 先　　銀行口座 ： 第四北越銀行 白山支店 普通 №1583818
口座名義 ： 新 潟 県 建 築 組 合 講 習 会 口

(5)当日は以下のものをお持ち下さい。

①受講票（受講料納入者に交付）

②本人確認ができるもの（自動者運転免許証、マイナンバーカード等）

③筆記用具　④昼食等

3. 受 講 資 格

(1)満21才以上の者であって足場の組立て、解体または変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者

注①　平成29年7月以降の期間を含めて経験が3年以上になる方は、足場の特別教育を修了している事が必須です。別紙1を参照の上、受講可能かどうかご確認下さい。

(2)満20才以上の者であって学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校または中等教育学校において土木、建築または造船に関する学科を専攻し卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体または変更に関する作業に従事した経験を有する者

(3)その他、厚生労働大臣が定める者(職業能力開発促進法または改正前の職業訓練法に基づく養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者で、その後2年以上足場の組立て、解体または変更に関する作業に従事した経験を有する者)

※(2)については、裏づけとなる卒業証書の写しを添付して下さい。

4. 講 習 科 目 、時 間

日 程	時 間	科　　目
第 1 日	9:00～17:10	1.作業の方法に関する知識
第 2 日	9:00～12:10	2.工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(関連知識)
	12:50～14:20	3.作業者に対する教育等に関する知識(教育、指導)
	14:30～16:00	4.関 係 法 令
	16:10～17:10	修　了　試　験

備 考

1. この講習は、法律に基づく資格取得講習ですので遅刻、早退等で所定時間受講しない場合は失格となりますのでご注意下さい。
2. 講習当日、欠席された場合、受講料等はお返しいたしませんのでご承知下さい。
3. 受講中、携帯電話の使用はご遠慮下さい。

この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないように正確に記入してください。

なお、記入していただいた氏名、生年月日等は技能講習及び修了証管理の目的以外では一切使用いたしません。

＜人材開発支援助成金のご案内＞

この技能講習は、人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の対象です。

詳細につきましては下記へお問い合わせください。

◎新潟労働局 職業対策課 助成金センター　TEL 025-278-7181

また、申請提出書類チェックリスト、様式等については新潟労働局ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

重　要

足場の組立て等作業主任者技能講習の受講申込みをされる方へ
受講申込書の作業経験年数欄の記入について

別紙１

平成27年7月1日施行の安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象として特別教育の受講が義務付けられました。（猶予期間：平成27年7月から平成29年6月までの2年間）
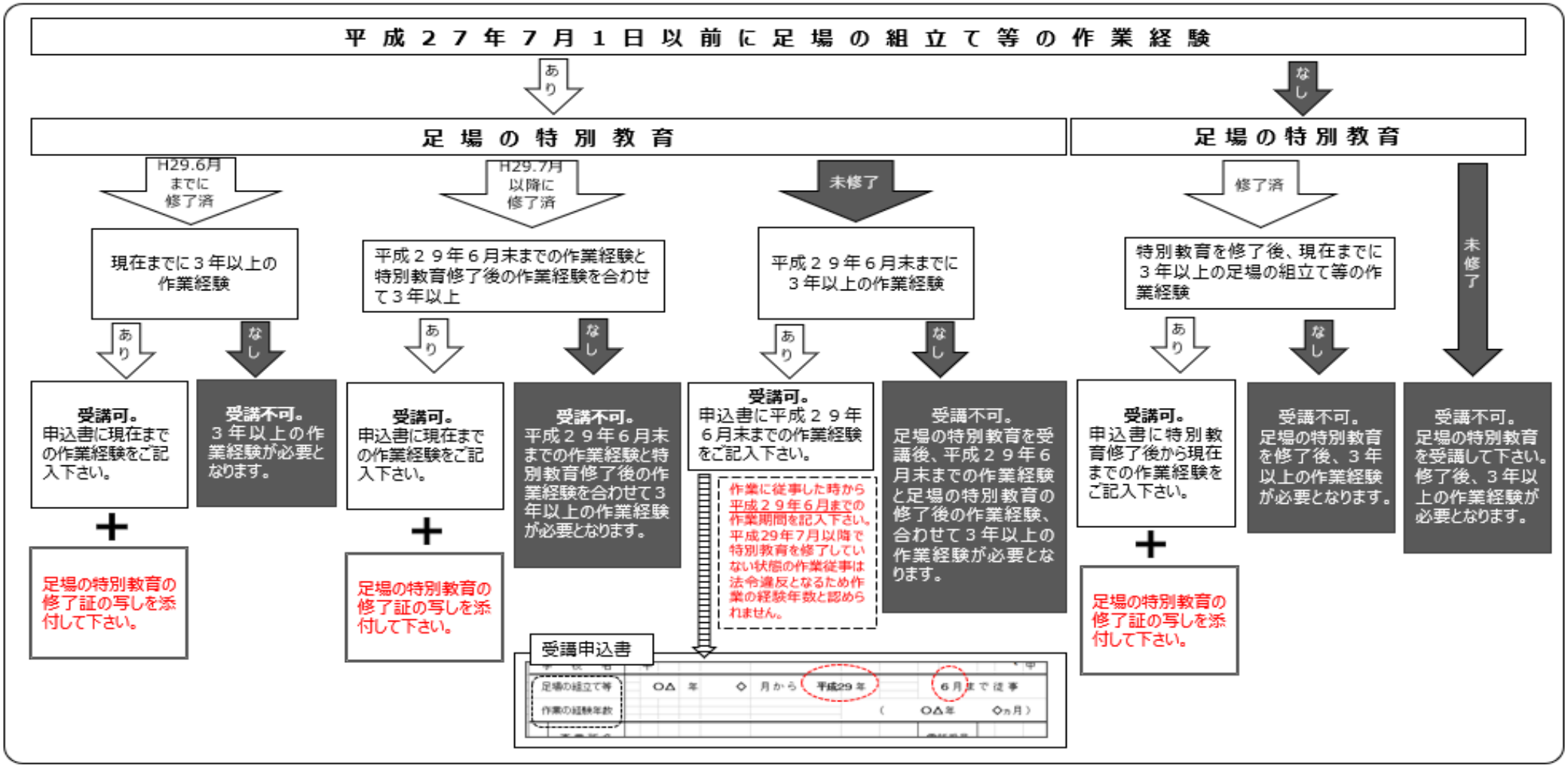
従いまして、平成29年７月1日以降、足場の組立て等の特別教育を修了されていない方（特別教育の全部を省略できる場合を除く）**の作業従事は法令違反となります。**それに伴い、足場の組立て等作業主任者技能講習を受講される方は、下の表にて特別教育修了の有無及び作業経験をご確認の上、受講申込書「作業の経験年数」欄の記入にご注意下さい。